

第 1 4 号議案

東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例

東大和市生涯学習推進計画審議会条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「社会教育部」を「教育部」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。